

感染症にかかる医師の意見書

校長・園長 様

学 年： 年 組（生年月日：平成 年 月 日生）

氏 名：

性 別： 男・女

- 病 名
- A 型インフルエンザ
 - B 型インフルエンザ
 - インフルエンザの疑い
 - 流行性耳下腺炎
 - 水痘
 - 咽頭結膜熱
 - 風しん
 - 百日咳
 - 麻しん
 - 髄膜炎菌性髄膜炎
 - その他の感染症

上記病名のもとに平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
出席停止のもとに治療していましたが、症状が改善したため登校・登園に支障がない
と判断します。

平成 年 月 日

医療機関所在地：

電 話：

医 療 機 関 名：

医 師 署 名：

登校（園）基準

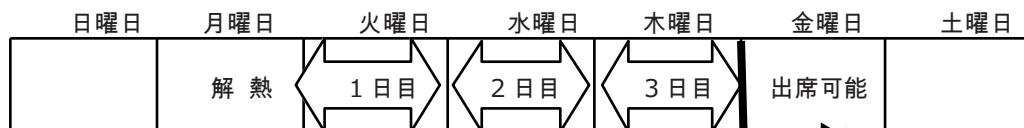
学校において予防すべき感染症の解説（案）2012年より
2012年改訂版保育所における感染症対策ガイドラインより

※ 出席停止の日数の数え方について

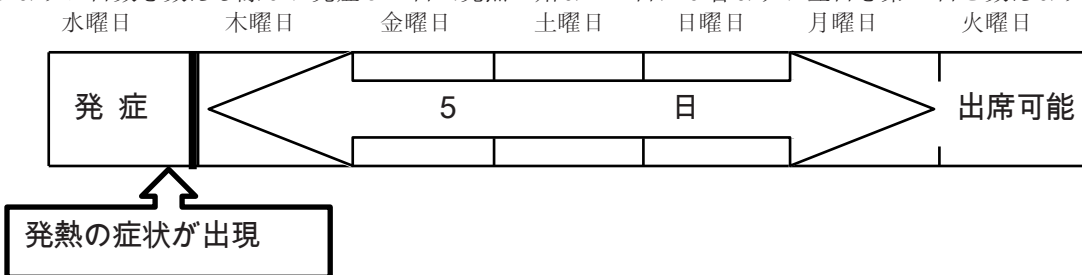
日数の数え方は、その現象が見られた日は算定せず、その翌日を第1日とします。

「解熱した後3日を経過するまで」の場合、例えば、解熱を確認した日が月曜日であった場合には、その日は日数には数えず、火曜（1日）、水曜（2日）、木曜（3日）の3日間を休み、金曜日から登園許可ということになります（図）。

図「出席停止期間：解熱した後3日を経過するまで」の考え方



また、インフルエンザにおいて「発症した後5日」の場合の「発症」とは、「発熱」の症状が現れたことを指します。日数を数える際は、発症した日（発熱が始まった日）は含まず、翌日を第1日と数えます。



インフルエンザ（新型インフルエンザは別）

発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで出席停止とする（幼児にあっては、発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで）。

抗ウイルス薬によって早期に解熱した場合も感染力は残るため、発症5日を経過するまでは欠席が望ましい。

流行性耳下腺炎

耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで出席停止とする。

水痘

すべての発しんがかさぶたになるまで出席停止とする。

咽頭結膜炎

発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで出席停止とする。

風疹

発しんが消失するまで出席停止とする。

百日咳

特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで出席停止とする。

麻疹

発しんに伴う発熱が解熱した後3日を経過するまでは出席停止とする。ただし、病状により感染力が強いと認められたときは、さらに長期に及ぶ場合もある。

髄膜炎菌性髄膜炎

症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで出席停止とする。